

第 4 6 号 議 案

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09 リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09 リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 46 条の 2 第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第 3 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 39 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 39 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い軽自動車税の種別割に係る税率の区分を追加するとともに、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）の一部の施行により創設された免許情報記録個人番号カードを、身体障害者等が軽自動車税の種別割の減免を受けようとする際に提示する書類に加える必要があるため